HOKUGA 北海学園学術情報リポジトリ
学校法人北海学園
北海学園大学
北海商科大学

タイトル	<論文>インド現代資本主義の発展構造とカースト制度
著者	大場，四千男
引用	北海学園大学学園論集，117：11-39
発行日	2003-09-25

Hokkai-Gakuen Organization of Knowledge Ubiquitous through Gaining Archives.

インド現代資本主義の発展構造とカースト制度

大　場　四千男

目次

第1章　インド資本主義の工業構成と労働市場の多層構造
　第1節　現代インド資本主義と財閥
　第2節　現代インド西部の経済発展とカースト制度―工業労働市場の特質
第2章　インド資本主義の農業編成とカースト制度―土地改革と小農層の形成
　第1節　インド資本主義の内需拡大型発展構造＝農工間リンケージによる開発方式
　第2節　マハールワーリー制の土地改革とカースト制度
　第3節　マハーラーシュトラ州の土地改革と農民層の分解
　第4節　グジャラート州の村落共同体と山間部限界農業
　第5節　グジャラート州の「パルディ・ガシァ・サティヤーグラハ」運動
　第6節　グジャラート州の土地改革とカースト制度
結び

第1章　インド資本主義の工業構成と労働市場の多層構造

インドが第2次大戦後1947年にイギリスから独立するが,新しい経済建設として混合経済方式を採用し，重化学工業を中心とする資本主義の発達に取り組む。インドが戦前の軽工業，とりわけ繊維工業中心の発達から大きく転換することに成功するが，しかし，現代インドの直面している問題は依然として㈠労働過剰経済と㈡「閉鎖的な」労働市場とに支えられている後進的資本主義の発達にある。結論づけるならば，インド資本主義が土地問題と宗教的カースト制度とを経済システムの基盤にする限り，その発達は制限されることとなる。

したがって，インド資本主義はイギリスの植民地支配を解体したにも拘わらず，依然としてインドの経済システムとして基層にある土地問題（小農制）と宗教的カースト制度（ヒンドゥー教的階層社会）の展開によって現代に於いても制約され，その発達を限界づけられている。

現代のインド資本主義の工業的編成を特徴づけるのは㈠経営代理制度に代る財閥の持株会社的発達及び㈡5カ年計画，特にマハラービス・モデルを基本とする西部地域での重化学工業の発達

とである[1]。

第1節　現代インド資本主義と財閥

東南アジアでの資本主義の発達を担うリーディング企業となったのは企業集団或いは財閥である。日本では住友，三井，三菱財閥がGHQ占領軍の民主改革の一環として解体されるや，これら財閥系企業は企業集団に再編成され，事業持株会社をその経営組織力として位置づけ，日本型資本主義を発達するのに大きな役割を果たす。次の表－1は6大企業集団の資本の集中と集積を示すものである[2]。

表－1　六大企業集団の日本経済に占める地位（昭和56年度及び昭和62年度と平成元年度との対比）

（単位：%）

企業団名		三　井	三　菱	住　友	財閥系企業集団合　計	芙　蓉	三　和	第一勧銀	銀行系企業集団合　計	六大企業集団合　計
会社数		20	25	16	61	25	41	41	102	163
資本金	56	2.17 (3.93)	2.61 (4.92)	1.59 (3.43)	6.37 (12.28)	2 90 (5.92)	3 07 (6.07)	3.90 (8.10)	8.20 (16.32)	14 57 (28.60)
	62	2.15 (3.80)	2 73 (5 12)	1.80 (3.41)	6.68 (12.34)	2.83 (5.63)	3.21 (6.01)	3.93 (7.62)	8 51 (16.28)	15.19 (28.62)
	元	2.51 (3.89)	2.93 (5.51)	1.95 (3.23)	7.38 (12.62)	3.40 (6.01)	3.82 (6.52)	4.26 (7.50)	9.86 (16.89)	17.24 (29.51)
総資産	56	2.36 (3 29)	2.80 (4.68)	1.51 (2.77)	6 67 (10.74)	2.79 (5.09)	3.02 (4.97)	4.08 (7.33)	8.43 (14.64)	15.10 (25.38)
	62	2.03 (3.77)	2.22 (4.03)	1.38 (2.95)	5.63 (10.75)	2.28 (4.85)	2.76 (5.04)	3.79 (6.16)	7.65 (13.33)	13.28 (24.08)
	元	2.29 (3.82)	2.37 (4.10)	1.33 (2.27)	5.99 (10.19)	2.23 (4.65)	2.82 (4.86)	3.71 (5.63)	7.55 (12.51)	13.54 (22.70)
売上高	56	2.65 (2.82)	2.86 (3.39)	1.87 (1.73)	7 38 (7.94)	2.76 (4.06)	2.74 (3.71)	4 44 (4.75)	8.40 (10.60)	15.78 (18 54)
	62	2.51 (3.62)	2.16 (3.37)	1.79 (1.70)	6.46 (8.70)	2.40 (3.76)	2.77 (3.72)	4.65 (4 57)	8.22 (9.99)	14.68 (18.69)
	元	2.81 (3.54)	2.33 (3.30)	2.23 (1.73)	7.38 (8.57)	2.65 (3.75)	3.13 (3.73)	4.93 (4.50)	8.85 (9.85)	16.23 (18.42)

注）1．各年度の数値は，全法人企業（金融業を除く）に占める企業集団の項目別比率である。会社数には金融・保険業を除く。
2．各年度の（　）内の数値は，全製造業に占める企業集団の製造業の項目別比率である。
3．重複加入企業については，銀行系企業集団合計欄で調整した。
4．資料は，各社からの報告及び法人企業統計による。
5．公正取引委員会事務局編『日本の六大企業集団』（東洋経済新報社，1992年），137頁より作成。

この表－1から日本の6大企業集団は163社（全法人数の0.008%）から構成されるが，日本経済の指標となる㈠資本金で製造業全体の29%，㈡総資産で22－25%，㈢売上高で18%を占める日本の中心的企業グループを形成し，日本資本主義を牽引するエンジンの役割を果たしている。これら企業集団を形成する理由は㈠総合商社を介するグループ内取引を行って㈠取引費用の節約，㈡取引の系列化とその安定需給関係の確立とその調節，㈢機関銀行メーンバンクの利用で資金調

達の確保，㈢株式相互持合による株主安定工作，㈣社長会での企業集団の意志統一と内外投資への窓口一本化等に求められる。日本の6大企業集団は資本主義のガバナンス（統治）構造として機能する点で東南アジアの財閥と類似の役割を果たすが，しかし，資本の集中と集積の点で高度なレベルに達し，財閥の利益管理的側面と相異する。

他方，東南アジアの戦後復興と自律的ワンセット型産業構造の形成は㈠対内的にインフラストラクチュア（社会的資本）の整備に重点を置く土木，建設業，住宅産業等の内需拡大型産業と輸入代替工業としての石油化学，合成繊維，機械工業，半導体工業等の重化学工業の導入，発達を図ることを狙いとし，政府主導の5カ年計画の重点政策の担い手をなすものとなる(3)。したがって，東南アジアでの後進資本主義諸国は日本と欧米先進国からの資本財，生産財の輸入と同時に，資本輸入＝外資の導入を行い，見返りに繊維製品，農鉱産原料，耐久消費財，中間部品を輸出することを余儀なくされ，日本，欧米先進国の市場を補完する追従型経済システムを共通に発達させているが，その担い手として財閥の発達を育んでいる。東南アジアが1970年代にNicsとして，さらに1980年代以降ASEANとして雁行的発達を行うのはこうした東南アジアに共通する戦後復興と自律的なワンセット型産業構造を同時併在的に推進することに由来するのである。その担い手として財閥が発達することになるが，この点でも東南アジアの共通の経済現象であるということができる(4)。

かくて，東南アジアの後進資本主義をリードする代表として韓国，フィリピン，そしてインドを挙げることができるが，戦後の経済成長を導いたのはいずれも財閥である点に注意すべきである。韓国の財閥に関する谷浦孝雄の研究を要約したのが次の表－2である(5)。

表－2　韓国の10大財閥（1980年）

財閥名	財閥本社	創業者	前職	資本金（億ウォン）	主要産業分野	企業数
大宇	大宇実業	金宇中	商社員	3,162	縫製加工，雑貨，電子，機械，自動車	36
三星	三星物産	季乗喆	商業	1,619	食品，繊維，電子，製紙，造船，機械	30
現代	現代建設	鄭周永	商業	1,322	建設，セメント，自動車，造船，機械	37
ロッテ	ロッテ製菓	辛格浩	製造業	1,072	食品，観光，金属，百貨店	18
ラッキー	㈱ラッキー	具仁会	商業	694	雑貨，縫製加工，電気機器	47
双龍	双龍洋灰	金成坤	銀行員	555	セメント，精油，電子，海運，機械	17
韓進	韓進	趙重勲	工員	525	運輸，観光，航空，保険，建設	16
暁星	暁星物産	趙洪済	商業	482	繊維，ゴム，雑貨，木材，機械	34
大韓電線	大韓電線	薛卿東	商業	479	食品，電気機器，建設	17
国際商事	国際商事	梁泰振	商業	429	靴，電子，鉄鋼，運輸	24

注）米川伸一編『世界の財閥経営』，「5　韓国」，94頁より作成。

表－2に依れば，韓国の10大財閥を特徴づけている点は，第一に所有と経営との結合に基づく財閥家族，もしくは一族による直接企業支配の垂直統治構造（ガバナンス）を貫いている点，第二に財閥の創業者がいずれも商人として出発し，政商的活動で政府の重点的経済開発の戦略産業の指名企業を受けることで一挙に寡占企業に発達する点，第三に財閥の多角化とコンツェルン化

は政府主導のワンセット型産業構造の育成を目的とする産業政策を担うことで達成される「特恵財閥」の現われとなっている点である[6]。

しかし，東南アジアでの後進資本主義の発達が政府主導型の下に達成される点では共通の後進国的経済現象の現われであるが，その担い手である財閥は各国，とりわけ，フィリピンとインドとで相違する。フィリピンの財閥に関する小池賢治の研究を要約したのが次の表－3である[7]。

表－3　フィリピンの10大財閥（1977年末現在）

財　閥　名	財閥家族の国籍	頂上組織	資産の合計額（億ペソ）	主要産業分野	1,000社に含まれる企業数
アヤラ	スペイン	アヤラ商会	109	ビール・食品，石油精製，パルプ・製紙	33
フィルアム・ライフ(1)	フィリピン		96	鉱業，パルプ・製紙，電話	14
ソリアノ	スペイン	ソリアノ商会	91	ビール・食品，航空，鉱業	18
ファースト・ホールティングス(2)	スペイン	ファースト・ホールディングス社	68	石油精製，電力，潤滑油	7
オルティガス	スペイン	AG&P投資会社	48	ビール・食品，建設，不動産	25
カバルス	フィリピン	シグナル経営会社	46	鉱業，建設，パルプ	6
ディー・K・チィオン	華人		44	鉱業，アルミ，自動車ディーラー	12
メンズイ	フィリピン		36	航空，パルプ・製紙，タイヤ	9
ユチコンコ	華人	ハウス・オブ・インベスメント社	34	電話，鉱業，果物	12
ユーロ	フィリピン		32	電話，自動車，繊維	13

注）(1)，(2)は企業集団である。
　米川伸一編，前掲書，「6　フィリピン」114－115頁より作成。

表－3でのフィリピンの10大財閥の特徴については次の3点に要約することができる。

第一はフィリピンの10大財閥が国籍別に見てみると，㈠スペイン（4社），㈡フィリピン（4社），㈢華僑（2社）と多国籍化され，多民族国家の人種構成を反映させている点で，韓国とインドと大きく相違している。そのうち，フィリピンを代表する2大財閥はアヤラ財閥とソリアノ財閥でいずれもスペイン国籍である。これら2大財閥はスペインの植民地支配時代に財閥の源流を求めることが出来る。アヤラ財閥の創業者ドミンゴ・ロハスは1834年にアントニオ・デ・アヤラ(娘婿)と「ロハス商会」を組織し，砂糖，木材，綿花業の事業を行い，1851年にマカティの1,600 haの土地購入で，大地主になる。さらに，ロハスとアヤラは1854年のクリミア戦争での砂糖の高騰で成金となる。アヤラの娘トリニダットは名家のハコボ・ソベルと結婚し，この結果，アヤラ財閥はロハス，アヤラ，ソベルの3家族の血縁集団を形成し，財閥支配を世襲化するのである[8]。

他方，ソリアノ財閥はアヤラ財閥のロハス家と婚姻関係を有する。エドアルド・ソリアノがロハス家のマルガリータと結婚するが，長男アンドレス・ソリアノはサン・ミゲル社（食品，醸造所）に入社し，ソリアノ財閥を興す。特に，ソリアノは製造，鉱業に進出し，ビールのサンミゲル社，銅鉱山のアトラス統合鉱業開発会社，木材・製紙の一貫メーカでであるフィリピン製紙工業会社等を次々に外資の導入を通して設立し，発展させるのである[9]。

第二は財閥の経営形態の問題である。フィリピンの財閥はインドの財閥に見出される経営代理

制度と類似のゼネラル・マネージャー・システムを採用し，特色のある財閥経営を行っている。このゼネラル・マネジメントは企業の経営代行を引受け，代りに成功報酬として総売上額の一定割合を受取る仕組みである。形式上は所有と経営とが分離されることになるが，実質上は最大株主が同時にゼネラル・マネージャーに就任し，(イ)株式配当と(ロ)ゼネラル・マネージャーの報酬とを二重に受取ることになることから，所有と経営の結合とがこうした配当と経営報酬の二重収得を可能にするのである。殊に，ソリアノ財閥はその傘下企業との間でゼネラル・マネージャー・システムを導入している点で典型的である。ソリアノ家は1973年アンスコル社を経営代理会社から持株会社へ改組し，さらに1976年にアンスコル経営グループ（AMG）を組織して集団経営へ移行する。

第三は財閥のコンツェルン化とその多角化戦略は政府主導の戦略産業を担うことでワンセット型産業構造を反映する企業集団を外資の導入で組織化することとなり，政商活動を資本蓄積源とするのである。ソリアノ財閥は政府主導の銅精錬会社に参加する。他方，アヤラ財閥は政府の都市開発プロジェクト（アラバンク），インフラストラクチャ・プロジェクトを担うことで住宅，マンション，ホテル，ゴルフ場，レジャーランド事業に進出し，さらにマカティ開発での収益を製造業への投資に当て，セメント，食品加工（ココナツ・オイル），化学（塗料，石鹸，LPGプラント），半導体産業への多角化を進める[10]。

が，韓国，フィリピンと較べ，インドの後進資本主義は政府主導の下に混合経済方式を採用し，ワンセット型産業構造を経済システムとして導入するが，土地問題と労働過剰経済に制限づけられて停滞化を余儀なくされている。こうしたインド資本主義の混合経済方式を基盤にして発達するインドの財閥に関する伊藤正二の研究を要約したのが次の表－4である[11]。

表－4　インドの10大財閥（1967－68年）

財　閥　名	本社所在地	純資産数（億ルピー）	主要産業分野	企業数
ターター	ボンベイ	58	繊維，鉄鋼，電力，自動車，石油化学	74
ビラルー	カルカッタ	57	繊維，化学（肥料），自動車，アルミ，鉄鋼，造船	265
ワルチャンド	ボンベイ	8	乗用車，産業機械，砂糖，建設	27
スーラジマル・ナーガマル	カルカッタ	10	繊維，エンジニアリング，砂糖，鉄道	105
バングル	カルカッタ	12	金融，商社，石炭，砂糖，繊維，エンジニアリング	85
ターバル	カルカッタ	10	電機，紙，石炭，砂糖，エンジニアリング	53
サフジャイン	ニューデリー	8	セメント，ジュート，紙，砂糖，石炭，食用油	27
J・K・スィンガニア	カンプル	7	繊維，紙，砂糖，電機，エンジニアリング	47
マーティン・バーン[1]	カルカッタ	17	製鉄，エンジニアリング，発電，鉄道	20
バード・ハイルガ[2]	カルカッタ	7	ジュート，紙，鉱業，エンジニアリング	56

注）(1)，(2)はイギリス系企業集団である。
米川伸一編，前掲書，「4　インド」，70－71頁より作成。

表－4に示されるインドの10大財閥について次の3点に整理することができる。

第一はインドの10大財閥がカルカッタとボンベイを出身地域基盤にし，創立以来今日迄活動し続けている点である。こうした地域の特化は財閥を特徴づけることになるが，カルカッタはヒン

ドゥー教とイスラム教とを二分するベンガル州の首都であり，イギリス植民地支配の源流にもなっている。ビラルー財閥は創始者G・D・ビラルーがマルワリーのマヘーシュワル・カースト（金貸し，商人コミュニティ）に属し，カルカッタで金貸しと商業活動で資本を蓄積して綿工業，ジュート（黄麻）工業，糖業に進出する。他方，ターター財閥を支配するターター家も金貸しと商社活動を中心とするボンベイ商人の代表であり，パールスィー教系商人集団の中核を形成する。創業者J・D・ターターはイギリスの代理商人となって，イギリス製品の輸入，販売を行うと同時に，東南アジア，特に日本との間でインド綿花の輸出を行うべく，ターター商会の貿易業務に取り組む。1889年に日本の紡連は国内の綿花からインド綿花へ切替えるべく調査団をインドへ派遣し，ターター商会と交渉する。三重紡績の杉村僊之助が斉藤恒三からの要請でターター商会からインド綿花200俵を購入すると，大阪紡績の川邨利兵衛もターター商会を通して綿花30俵を買付ける。これらインド綿花が20番手綿糸に適し，しかも安価であったことがインド綿花の大量取引へと繋（つな）がることとなり，ターター商会は1891年に神戸に支店を設置し，紡連との間でインド綿花の取引を開始する。さらに，ターター商会は綿花から綿工業に進出し，ボンベイ綿工業の中心企業＝財閥となる。これらインドの10大財閥はイギリス植民地時代に商人から身を起こし，在来産業である綿工業，ジュート工業，さらに砂糖工業のいずれかに進出し，製造業の多角化から財閥へ発展するのである(12)。

第二の点は戦前においてこれら財閥がマネジメント・エージェンシー・システム，つまり経営代理制度を発達させ，フィリピンのゼネラル・マネージャー・システムと類似の経営組織を発達させる点である。こうした経営代理制度はターター財閥とビラルー財閥とで典型的に発達する。すなわち，ターター財閥はターター工業社を経営代理会社として位置づけ，傘下会社の経営を代行する。他方，ビラルー財閥はビラルー・ボンベイ社とビラルー・グラリヤル社を経営代理会社として直轄会社，関連会社の経営を代行する。したがって，経営代理制度は財閥に於ける所有と経営の分離として現われ，さらに，最大株主としての地位に裏付けられる経営代理制度であることから株式配当と経営報酬の利益を財閥の資本蓄積源として集積するのに大きな役割を果たし，インド財閥を特徴づける(13)。

しかし，第2次大戦後において経営代理制度が廃止されるや，インドの財閥は㈠経営代理制度の代りに持株会社を導入し，㈡財閥家族の子弟を大学教育を通してテクノクラートとして養成し始め，さらに，専門的経営者として大学卒のテクノクラートの採用を活発化し，近代的トップマネジメント層を中心に財閥系企業の経営を行うのである(14)。

第三はインドの財閥が政府主導型の経済開発を担い，5カ年計画の戦略産業を先取りして多角化することで発達を見るのである。ビラルー財閥は戦前でのジュートと株式，砂糖投機で利益をあげ，綿工業を中心に軽工業の多角化を進めたが，戦後に入ると，政府の重化学工業政策を通して鉄鋼，自動車，機械工業（繊維機械），アルミ，化繊，化学肥料を中心に重化学工業に進出し，ワンセット型産業構造の財閥として発達する。他方，ターター財閥は戦前において既に総合商社，

綿工業，製鉄所，水力発電所を中心にコンツェルン化を進めていたが，戦後に政府主導型の経済開発を担って自動車，化学，鉄鋼，食品加工，ホテル等を中心にフルセット型企業集団の多角化を図るのである。タータ一財閥がボンベイのパールスィー教派商人層で経営陣を固めるが，ビラルー財閥もマルワリー出身者（金貸しカースト）で占められている。

第2節　現代インド西部の経済発展とカースト制度―工業労働市場の特質

インド資本主義が軽工業から重化学工業へ転換するのは独立後での5カ年計画を中心とする政府主導の経済開発と輸入代替工業の育成を契機にしてからであるが，しかし，依然として人口の7割が農業人口を占める農業国であることにおいて戦前と変わらないのである。したがって，農村の土地問題に根を張るインドの「働く貧困層」は重化学工業，さらに都市，農村での労働者として大きな役割を果たすのである。インドの工業労働市場，殊にインド西部の工業労働市場とその労働者の出自カースト身分に関する調査を行う木曽順子の研究を要約したのが次の表―5である[15]。

インド西部が経済開発の中心地となり，グジャラート州（州都アーマダーバード市）とマハーラーシュトラ州（州都ボンベイ又はムンバイ）に跨るインド最大の工業地域として発達するが，この工業地域での労働市場はカースト制度を背景に㈠フォーマル・セクター（Formal Sector 以下 FS と略，組織部門＝公開登録企業）労働者と㈡インフォーマル・セクター（Informal Sector 以下 IS と略，非組織部門＝非登録企業（実態は零細企業，家内工業，個人事業所，自営業者））の労働者という二重構造を形成する。表5―㈠はアーマダーバード市の工場に属する FS 労働者の雇傭方法，カースト制度との関係，さらに，転職，収入等の聞き取り調査の6工場とその労働

表5―㈠　調査対象工場・労働者の概要（アーマダーバード市，1991年）

		A工場	B工場	C工場	D工場	E工場	F工場
生産開始時期	(年)	1928	1959	1966	1986	1950	1974
資産額	(10万ルピー)	675.3	304.1	289	6.6	3.3	70.7
業種		繊維	機械	化学	繊維	機械	化学
従業員数	(人)	1,260	364	196	87	58	109
内訳	直接雇用						
	MCS(管理・事務職員)	56	43	7	4	10	5
	TS(専門技術者)	51	64	4	1	6	13
	W(工場労働者)	999	187	122	50	40	74
	日雇い	94			3	2	
	間接雇用						
	CW(請負労働者)	60	70	63	29		17
サンプル数	(人)	66	50	40	26	26	25
内訳	MCS(管理・事務職員)	3	5	2	2	4	2
	TS(専門技術者)	6	10	2	1	4	4
	W(工場労働者)	52	29	26	17	18	16
	CW(請負労働者)	5	6	10	6		3

者階層の出自とを取り上げたものである。木曽順子が1991年に行ったこれらFS労働者階層の聴き取り調査のうちから，カースト制度と学歴との関連についてFS労働者階層間の特性を纏めたのが次の表5－(ロ)である。FS工場労働者の分類は工場内職階制を担う職制に対応して，(一)管理・事務職員（Managerial and clerical staff，以下MCSと略），(二)専門技術者（Technical staff，以下TSと略），(三)工場生産労働者（Worker，以下Wと略），そして，(四)請負労働者（Contract worker，以下CWと略）の4つの階層となる。この4大分類に特徴づけられるように，FS労働者は雇傭形態で(イ)直接雇傭の場合（工場生産労働者W）の直轄制と(ロ)間接雇傭の場合（請負労働者）との2形態の雇傭方法に分かれる。後者の請負労働者は戦前の雇傭方法ジョバー・システムJobber System（日本での飯場制度或いは納屋制度にあたる）と類似するが，直轄制のWより劣位の労働条件，収入とから，「貧しい労働者」層を形成する。FS労働者間競争を激しくしているのはこの底辺に位置する請負労働者CWが直轄制の工場生産労働者Wへ上昇，転職することが出来るかどうかであり，このことはインド労働市場の発達の上から重要な緊急問題の一つとなっ

表5－(ロ)　教育レベル別にみた出身カーストと職階の関係　(単位：人)

	全体	MCS（管理・事務職員）	TS（専門技術者）	W（工場労働者）	CW（請負労働者）
初等教育					
上位カースト	12		2	10	
ラージプート	5			5	
指定カースト	32		1	24	7
後進諸階級	16			12	4
指定部族	2			2	
その他のカースト	20		1	16	3
分類不能／無回答	1			1	
全体	88		4	70	14
前期中等教育					
上位カースト	15	2	2	11	
ラージプート	17			17	
指定カースト	8			3	5
後進諸階級	11			8	3
指定部族	1			1	
その他のカースト	12			12	
分類不能／無回答	6			5	1
全体	70	2	2	57	9
カレッジ以上					
上位カースト	22	10	11	1	
ラージプート					
指定カースト	2			2	
後進諸階級	2		1	1	
指定部族					
その他のカースト	2	2			
分類不能／無回答	2		2		
全体	30	12	14	4	

注）表5－(イ)は木曽順子『インド開発のなかの労働者』(日本評論社)，136頁より作成。
　　表5－(ロ)は木曽順子，前掲書，144頁より作成。

ている。

FS 労働市場と工場職階制のピラミッド組織を特徴づけているもう一つの柱は職制と学歴との対応関係が序列化されているかどうかの問題であるが，インドの場合，工場職階制と学歴との間にカースト制度を介在させている点である。

前掲した表 5－(ロ)はインド FS 労働者の工場職階制とその所属カーストとの関係を取りあげている。インドのカースト制度は西部の工業，農業の発達地域に於いてもヒンドゥー教階層序列を特徴づけ，文化的・経済的そして宗教的特性として機能するが，職業分化とその多様化のために副カーストを含めると 3,000 以上に分かれている。カースト制度は職業分化を余儀なくする資本主義の高度な，且つ成熟した発達に対応して，近代化と現代化を不可避的に進行させるが，分類として(一)上位カースト，(二)中位カースト，そして，(三)下位カーストの 3 大分類に分けることができるが，インド西部では次の表－6 に示される副カーストを発達している[16]。

表－6　グジャラート，マハーラーシュトラ州でのカーストの種類

上位カースト		(1)Patidar (2)Brahman (3)Jain (4)Panchal (5)Vaishnav (6)Yania (7)Kayasth (8)Lohana (9)Mudaliyar (10)Tiwari
中位カースト	ラージプート	(1)Rajput (2)Darbar (3)Gulsia
	その他カースト	(1)Maratha (2)Panti (3)Luhar (4)Suthar (5)Bhavasar (6)Chaudhry (7)Jeswal (8)Kadia (9)Shekh (10)Vaisha (11)Goswami (12)Naik (13)Pathan (14)Rana (15)Sadhu (16)Soni
下位カースト	指定カースト	(1)Vamkar (2)Chamar (3)Bhangi (4)Bhuiya (5)Pasi (6)Rohit
	後進諸階級	(1)Thakure (2)Valand/Barbar (3)Bawa (4)Padmasali (5)Koli (6)Rabari (7)Raval
	部族指定	(1)Nayaka

注）木曽順子『インド開発のなかの労働者』178 頁より作成。

木曽順子に依るカースト制度の分類と相違している点はその他カーストを中位カーストに入れている点である。表－6 のカースト制度の分類を踏まえて，工場職階制のカースト制度について前掲した表 5－(ロ)を整理すると，次の四点に概括することができる。つまり，(一)工場職階制の頂点に立つ上級職は管理・事務職員 MCS で，上位カーストによって占められ，12 名のうち 10 名を数えるが，(二)工場職階制の中級職は専門技術者 TS を主力として構成され，20 名のうち上位カーストによって 15 名が占められ，残りを中位カースト（その他のカースト）1 名，下級カースト（指定カースト，後進諸階級）2 名となっている。以上のように，工場職階制の上級と中級職はほとんど上位カーストに属する人々によって占められていることが窺える。(三)の点は工場生産労働者 W の属するカーストの多様化である。つまり，131 名の W のカーストの内訳を見てみると，(イ)上位カーストは 22 名，(ロ)中位カースト（ラージプート，その他）は 50 名，(ハ)下位カースト（指定，後進，部族指定）は 53 名とである。したがって，工場生産労働者 W は直轄制の下に雇傭され，FS 労働市場の中核を形成するが，カーストの分類からすると，中位カーストと下位カーストとで

それぞれ38％と40％とで二分されている。つまり，工場生産労働者Wは中位カーストと下位カーストとの両方で約80％弱を占め，FS労働者市場の特性を現わしている。次に，㈣の点は間接雇傭される請負労働者CWのカーストであるが，Wのカーストの多様化に較べ，23名のうち，㈠中位カースト（その他）に3名，㈡下位カーストに19名と，下位カーストの人々によって集中的に占め（83％）られている点である。

アーマダーバード市のFS工場労働者とその労働市場を特徴づけているのはカースト制度に支えられる工場職階制の発達である。工場職階制は，㈠上級職のMCSと中級職のTSが主要に上位カーストによって占められ，㈡下級職の工場生産労働者Wは中位カーストと下位カーストとを主力にするのである。他方，㈢請負労働者CWは下級カーストで大部分（83％）占められる。かくて，工場職階制と労働市場はカースト制度を背景に発展することが窺えるが，こうしたカースト間での移動，採用，昇進，転職，そして，収入の格差に大きな役割を果たすのが学歴の高低の問題であり，ここにカースト間での教育格差の問題が生じるのである(17)。

前掲した表5－㈡はもう一つの問題としてカーストと教育の関係を纏めている。この表5－㈡に依れば，第一の点は㈠上級職のMCSが上位カーストの人々によって占められる場合，大学（カレッジ以上）卒業の高等教育出身者によって14名のうち10名になっている点である。残り4名のうち2名は中位カースト（その他）の大学出身者である。2名は上位カーストの前期中等教育出身者によっている。つまり，大学出身者はMCSの14名のうち12名を占め，上位カーストの上級職MCSへの就職或いは採用資格となっている。中級職TSの場合も，高学歴を採用条件としている。つまり，TSの18名のうち，上位カーストは15名を占めるが，学歴において㈠大学卒業者11名，㈡前期中等教育2名，㈢初等教育2名の分布となっている。第二の点は工場生産労働者の学歴の問題である。131名のWの内訳を見てみると，㈠初等教育は70名（上位カースト10名，中位カースト21名，下位カースト38名），㈡前期中等教育は57名（上位カースト11名，中位カースト29名，下位カースト12名），そして㈢大学卒業は4名（上位カースト1名，下位カースト3名）である。初等教育は下位カーストの38名を母集団とし，中等教育で中位カーストの24名が最大であり，大学教育では下位カーストの3名を最多としている。このことから，工場生産労働者Wのカーストと学歴との対応関係が見出されるが，下位カーストの初等教育→中位カーストの中等教育との繋(つな)がりが中核を成している。請負労働者CWの23名が下位カーストに属し，初等教育11名，さらに中等教育の8名とから成っていることは学歴と職歴の相関関係を端的に示している(18)。

工業労働者とその労働市場が前述したように工場職階制とその内部労働市場に於いてカースト制度と学歴とに対応する伝統的宗教的な社会階層序列を反映するが，具体的には㈠MCS，TSの上位カーストへの集中とその裏付として大学卒業者の採用を条件化し，㈡工場生産労働者Wの供給母集団として中位カースト（中等教育）と下位カースト（初等教育）とに二分され，そして㈢請負労働者CWの供給源として下位カーストに限定されることとなる。かくてインド工業労働

者と労働市場のカースト的階層序列と教育序列編成とは相関関係が見出され，その固定化に伴う流動化，上昇，転職，ロイヤリティ，勤労意欲の停滞と化石化とを生じることとなり，労務管理体制，人事政策の中心課題となる[19]。

他方，インド工業労働者と労働市場のもう一つの特徴である「閉ざされた労働市場」と「働く貧困層」との関係に関する木曽順子の研究を纏めたのが次の表－7である[20]。

表－7に依れば，工場職階制と労働市場との接点を成すのが雇傭の仕組みであるが，その採用制度は(1)雇傭の情報源，(2)雇傭の選考方法，(3)インド特有の推薦者制度等から成っている。結論づけるならば，インドの採用制度はインドの宗教，伝統的人間関係を反映する「閉ざされた労働市場」を展開し，FS労働市場の過剰化と停滞を招いている。すなわち，(1)の雇傭情報源のうち公開

表－7　工場生産労働者Wのカースト別情報源・選考方法・推薦者　（単位：%）

	上位カースト	中位カースト		下位カースト		
		ラージプート	その他のカースト	指定カースト	後進諸階級	指定部族
情報源（149）						
求人広告	18.2	4.3	6.1	3.0	2.9	33.3
職業紹介所				3.0		
工場の告知板			3.0	3.0		
工場の所有者・経営者	4.5		3.0	3.0	2.9	33.3
工場の従業員	45.5	82.6	63.6	66.7	65.7	33.3
請負人	4.5	8.7	9.1	6.1		
友人・隣人	40.9	26.1	12.1	18.2	37.1	
親戚	22.7	39.1	54.5	45.5	48.6	
その他	4.5		6.1	3.0		
選考方法（149）						
面接	22.7	21.7	12.1	15.2	11.4	33.3
面接および推薦	18.2	8.7			2.9	
推薦のみ	50.0	60.9	69.7	60.6	71.4	
とくに無し	9.1	8.7	18.2	21.2	14.3	66.7
その他				3.0		
推薦者（100）						
労働組合	6.7	6.3			3.8	
監督	6.7			5.0		
工場の事務職員						
工場の労働者	40.0	68.8	82.6	80.0	84.6	
工場の以前の従業員	13.3	6.3		5.0	7.7	
請負人		12.5	4.3	5.0		
その他	33.3	6.3	13.0	5.0	3.8	
推薦者との関係（99）						
血縁関係	21.4	50.0	65.2	45.0	34.6	
同一のカースト／コミュニティー	14.3	18.8		20.0	7.7	
同一の出身地	14.3	12.5	13.0	30.0	38.5	
その他	57.1	25.0	21.7	10.0	23.1	

注）1）かっこ内は回答者数。ただしカーストが分類不能／無回答の分は除いている。
2）「情報源」「推薦者との関係」は複数回答なので，合計は100にはならない。
3）木曽順子，前掲書，151頁より作成。

されている求人広告と職業紹介所の利用が，上位カーストの18％と下位カーストの39％に過ぎなく，もう一方の閉ざされた情報源の占める割合は圧倒的に高く，(イ)工場の従業員（上位カースト45％，中位カースト（ラージプートの82％とその他63％），下位カースト（指定カースト66％，後進65％，指定部族33％））と(ロ)友人・隣人及び親戚との二つを主要情報源とする。次に，採用方法は(イ)面接，(ロ)面接と推薦，(ハ)推薦のみとに分かれるが，(ハ)の推薦のみで決定される。つまり，推薦のみは上位カーストの50％，中位カーストの60％（ラージプート）と69％（その他），そして下位カーストの60％（指定カースト）と71％（後進諸階級）とほぼ50％から71％の高い割合となり，採用の閉ざされた側面を現わす。雇傭情報源，選考方法のいずれもが閉ざされた工場の従業員，友人・隣人，そして親戚，或いは推薦のみに依存して決定されることが窺えるが，このことからインドのFS工場労働者と労働市場の接点となっているのは閉ざされた人間関係である。したがって，採用を決定するのが推薦のみである場合，推薦者の果たす役割は決定的となる。この推薦者はその工場で働いている工場労働者である。(3)の推薦者は工場労働者の高い割合を占める。つまり，工場労働者を推薦者とするのは(イ)上位カーストの40％，(ロ)中位カーストの68％（ラージプート）と82％（その他），そして(ハ)下位カーストの80％（指定カースト）と71％（後進諸階級）となり，カーストが下位になるほどその割合を高くする。就職者と推薦者との人間関係とその結びつきが問題となるが，表－7に示されているように，閉ざされた宗教，伝統的階層社会を反映する。すなわち，推薦者との関係は(一)伝統的階層社会の人間関係である(イ)血縁と(ロ)地縁，及び(二)宗教的身分階層のカーストとに2つに分類することができる。両者は相互補完してインドの閉ざされた伝統社会の人間関係を特徴づける基層を形成するが，現代インドの労働市場を閉ざされた労働市場に展開する要因となっている。すなわち，推薦者との関係で(イ)の血縁関係が占める割合が最も高く，上位カーストの21％，中位カーストの50％（ラージプート）と65％（その他），そして下位カーストの45％（指定カースト）と34％（後進諸階級）となる。次いで(ロ)の地縁が続くが12％から38％の割合である。最後に，宗教的身分階層を現わすカーストの場合は7％から20％である[21]。

以上見てきたように，FS労働者と労働市場はその雇傭情報源，採用の選考方法，推薦者制度を支える人的資源の最適配分を開かれたものより閉ざされた要因によって行なわれ，血縁，地縁そしてカーストを母集団とする縁者びいき，コネ，身内びいき等の基層に流れる宗教，伝統的階層社会の序列とその人間関係によって決定される閉ざされた労働市場と化する。

が，インドFS労働市場と工業労働市場とがインド社会の基層を成す血縁関係，地縁関係そしてカーストの要因で特徴づけられる閉ざされた労働市場を形成することは前述したところであるが，恵まれた労働条件と給与を受けるFS労働者は給与所得から諸々な課税，福祉，借入金返済等で控除され，実質的に「貧困な働く労働者」と化する。FS労働者の貧困化は次の表－8に示される[22]。

この表－8でのFS労働者の労賃が(一)基本給，(二)給与，(三)手取り収入を中心とするが，重要なの

表－8　職階別・工場の規模別にみた１カ月当たりの基本給・給与総額・手取り額　　（単位：％）

	全体	職階				工場の規模	
		MCS（管理・事務職員）	TS（専門技術者）	W（工場労働者）	CW（請負労働者）	中大規模（100人以上）	小規模（50～100人）
基本給（ルピー）　215名							
500未満	30.7		11.5	37.2	33.3	40.3	11.3
500～1,299	43.7	29.4	34.6	42.8	66.7	31.9	67.6
1,300～2,099	22.3	58.8	38.5	19.3		23.6	19.7
2,100以上	3.3	11.8	15.4	0.7		4.2	1.4
平　均	932	1,552	1,416	821	673	919	958
給与総額（ルピー）　233名							
500未満	7.7			5.1	33.3	6.4	10.4
500～1,299	43.3	22.2	14.8	47.5	60.0	31.4	67.5
1,300～2,099	40.8	44.4	51.9	44.9	6.7	50.6	20.8
2,100以上	8.2	33.3	33.3	2.5		11.5	1.3
平　均	1,300	1,855	1,902	1,248	699	1,453	991
手取り額（ルピー）　233名							
500未満	28.3		7.4	31.6	46.7	24.4	36.4
500～1,299	49.4	50.0	29.6	51.9	53.3	48.7	50.6
1,300～2,099	20.6	50.0	48.1	16.5		25.0	11.7
2,100以上	1.7		14.8			1.9	1.3
平　均	877	1,356	1,442	781	592	940	751

注）木曽順子，前掲書，154頁より作成。

は㈢手取り収入額の水準である。㈠の基本給は固定給（勤続）と能率給（熟練）とから成り，定期昇給と熟練の能率給の格付け上昇とで基本給の増額となるが，年功的給与体系となっている。収入の出発点となる基本給は工場職階制の序列を反映し，㈠1,300－2,100ルピーの高給を得るのが上級職（管理・事務員MCS）で58％，中間職（専門技術者TS）の38％となり，㈡500－1,290ルピーの中間給与において母集団となっているのが下級従業員であり，その内訳を見ると，請負労働者CWの66％と工場生産労働者Wの42％である。㈠500未満ルピーの基本給は貧困な労働者層に属すが，工場生産労働者Wの37％，請負労働者CWの33％とで主に占められる[23]。

この基本給に㈠物価手当，㈡勤勉手当，㈠付加手当（住宅，補正，レイオフ手当，調整），㈡年次ボーナス，㈠現物支給等を加えた所得が給与総額となり，基本給を大幅に上廻ることとなる。しかし，この給与総額がそのままFS工場労働者の賃金を意味するのでなく，ここから諸々な控除として差引かれ，残額が手取り給与額となる。控除される項目は㈠社会保障費，㈡税金，㈠借入金返済の３つを中心としている。これら控除されて少なくなる手取り給与額はほぼ基本給以下に落込み，「貧困な働く労働者」を位置づけることとなる。つまり，基本給の平均が932ルピーとなるが，給与総額は平均1,300ルピーとほぼ1.4倍の伸び率となる。だが，手取り給与額は平均877ルピーとなり，基本給の平均932ルピーの94％と少なくなって貧困化の激しさを現わしている。500未満ルピーの中心は請負労働者CWの46％と工場生産労働者Wの31％とを母集団とする

下級労働者階層であり，中間TSと上級職MCSの相対的安定化と較べその不安定性と貧困化を強めている。

アーマダーバード市のFS工場労働者とその労働市場は宗教的身分制度のカーストと伝統的階層社会の人間関係（血縁，地縁）の両者に制限される。すなわち，㈠工場職階制序列が学歴格差とカースト格差とに基づいて編成され，㈡工場労働者の採用，選考方法は工場労働者の血縁，地縁そしてカーストに支えられる工場労働者の推薦で決定され，FS労働市場の閉ざされた性質を強く反映する。㈢FS労働者の給与のうち手取り給与額は借金返済を中心に控除され，基本給以下に減少することからFS労働者のうち，下級労働者階層（WとCW）の窮乏化と上級職・中級職の総体的安定とに二極分解するが，基本的に「貧困の働く労働者」を一般化する(24)。

こうしたFS労働者と労働市場の停滞，窮乏化はもう一方のIS労働者と労働市場に深い影響を与え，とりわけ，IS労働者からFS労働者への転職，上昇を困難にし，インドの工業労働者と労働市場の停滞と貧困化を余儀なくする。インドの工業労働者と労働市場の過剰化と貧困化との原因となっているのは㈠人口の急激な増加，㈡「小農」を中心とするインド農業の後進性と零細制とに基因するのである(25)。

第2章　インド資本主義の農業編成とカースト制度―土地改革と小農層の形成

現代インド資本主義が重化学工業を中心に高度に発達する場合，農業との対応関係が問題となる。第一は「マルサスの罠」Malthusian trapを，第二に，「リカードの罠」を農業問題として解決することが出来るのかという問題が主要な緊急課題となる。この問題を解決するために，インドは前者の解決策として，土地改革（農地改革）を連続して遂行することを余儀なくされ，後者の解決策として「緑の革命」Green Revolutionを1960年代から展開することとなる。

こうした農業問題の解決を通してインド農業が資本主義的に発達するが，その資本主義農業への発達過程は自作農の両極分解から一方で上農層，富裕農民層を中心にする資本主義的農業としてトラクター式大規模農場を発達させ，他方で貧農層，土地無し農民層を農業労働者へ，或いは分益小作農民層を広汎に創出させ，労働市場への流出，さらに，農村から都市への人口流出を生み出すのである(26)。

第1節　インド資本主義の内需拡大型発展構造＝農工間リンケージによる開発方式

㈠農業問題（マルサスの罠とリカードの罠）

インド農業資本主義は㈠マルサスの罠，さらに㈡リカードの罠を解決することで高度に発達し，重化学工業に対応する発展を遂げようとすることが求められるが，その際，インド資本主義が独立後イギリスの植民地支配から解放され，自律的な発達を遂げることは東南アジアの諸国に見出される共通の民族自決の緊急課題となる。が，インドはこうした東南アジアでの独立国家の開かれた建国建設に対してより鎖国的自給自足的な経済建設の途を選択することとなる。インドの自

律的なワンセット型産業構造の建設は5カ年計画に基づく農工間リンケージ方式を取ることとなる。この農工間リンケージは産業連関の投入 in-put と産出 out-put との間の素材補塡で資本主義の再生産構造を実現するのであり，資本主義の自立的経済構造の形成となる。特に，資本蓄積の底の浅い離陸期において資本主義が農業と工業との間の素材補塡で成立する場合，封鎖的なワンセット型産業構造が形成されるが，他方マルサスの罠を解決することがこの離陸期の資本主義の成立にとって不可避な緊急課題となる。インド資本主義が独立後に5カ年計画，とりわけ第2次5カ年計画での鉄鋼産業，第3次5カ年計画での工作機械工業を重点戦略産業として統制経済を通して生産財生産部門を造りあげる場合，農業と鉱業（鉄鉱石と石炭）はこれら工業との間に素材補塡と互恵的市場取引を行うのである。農工間リンケージに関する小島眞の研究を纏めたのが次の表－9である[27]。

表－9　インドの農工間リンケージの大きさ

内訳 / 年次	工業部門				農業部門				農業交易条件
	経済全体		農業部門		経済全体		工業部門		
	後方連関	前方連関	後方連関	前方連関	後方連関	前方連関	後方連関	前方連関	
1951/52	0.440	0.342	0.220	0.042	0.276	0.396	0.026	0.135	農業交易条件平均値81 不利化
1953/54	0.455	0.372	0.219	0.042	0.283	0.388	0.021	0.112	
1955/56	0.487	0.373	0.210	0.028	0.291	0.425	0.017	0.130	
1959	0.448	0.387	0.172	0.046	0.289	0.368	0.023	0.086	
1961	0.583	0.416	0.244	0.032	0.110	0.264	0.022	0.169	
1963	0.505	0.422	0.139	0.023	0.225	0.310	0.017	0.104	
1968/69	0.482	0.505	0.129	0.064	0.194	0.256	0.053	0.109	平均値103 有利化
1973/74	0.458	0.465	0.130	0.056	0.234	0.310	0.054	0.124	
1978/79	0.630	0.172	0.122	0.051	0.274	0.342	0.057	0.137	平均値86 不利化
1983/84	0.631	0.595	0.113	0.049	0.297	0.360	0.062	0.143	
1989/90	0.656	0.612	0.086	0.042	0.303	0.357	0.070	0.144	リンケージの低下
	サービス 塗料	工業製品	農産物 原料 綿花 小麦 砂糖 タバコ	工業製品	サービス 塗料	食糧	肥料 農機具	食糧 米 小麦	

注）絵所秀紀編『現代南アジア2』（東京大学出版会），「第6章　インド工業論」156頁より作成。

表－9での農工間リンケージが資本主義のワンセット型産業構造を自律的に形成する推進力となるが，この点について次の3点に要約することができる。

第一の点は農工間リンケージが農工間の素材補塡を行う場合には，農工間交易条件として現わ

れる点である。つまり，農業交易条件とは農業が農産物（(イ)食糧（賃金財），(ロ)農産物原料）を工業の工業製品と交易し，その素材と価値補塡で再生産されることになるが，農産物価格が上昇する場合を有利化，逆に下落の場合を不利化となる。殊に，農業交易条件の不利化は農業から工業への資源と貯蓄（資本蓄積）の純移転を伴い，離陸期での資本の本源的蓄積過程の役割を果たす。工業が拡大再生産されるのに対し，農業交易条件の不利化は農業での貧困化と「マルサスの罠」を生むこととなる。表－9では1951年から1963年までの第1期に於いて農業交易条件の平均値81で不利化が生じ，この離陸期に農業の犠牲で工業が拡大再生産を行い，資本主義を形成するのが窺える。工業に対するこうした農業交易条件の不利化は農業での貧困化を招き，「マルサスの罠」を生むこととなる。「マルサスの罠」とは農産物生産への投下労働量の増加よりも農産物収穫量の増加率の低さによって農業が最低生産水準にまで落込むことを云い(収穫逓減法則)，貧困の発生原因となる。表－9に依れば，初期の離陸での農工間リンケージはインド資本主義の再生産構造の中心に据えられ，農業から工業への前方関連（食糧供給）と経済全体の農業への前方関連はそれぞれ0.135と0.396の大きさとなる。他方，工業は農業との後方関連(農産物原料供給)，さらに経済全体との前方関連でそれぞれ0.220と0.342のリンケージの大きさとなる。この初期段階でインド資本主義が離陸することが出来たのは農業交易条件の不利化を媒介にして工業と経済全体への拡大再生産を行う資源と貯蓄の移転を伴ったからであり，農業でのマルサスの罠に陥いる危険性を伴なうほどとなる[28]。

第二の点は「リカードの罠」を解決すべく「緑の革命」を導入し，インド農業の資本主義的発達を推進する点である。表－9での1963年から1973年の間に農業交易条件が平均値103となり，有利化となるや，農産物価格，特に食糧（賃金財）価格の急騰は工業化の経済発展を阻害する所謂「リカードの罠」の現象を生じるほどになる。1960年代半ばでのパキスタンとの戦争(1965年)と2年連続（1965～1966年）の大旱魃は農産物の不作から一挙に食糧危機を招き，食料価格と賃金の高騰を招き，重化学工業化路線を破綻する程度の危機となる。インド政府はアメリカからの小麦援助輸入で緊急の場を凌ぐが，農業交易条件の有利化へ一転させるのである。L・B・シャーストリ首相から引継いだインディラ・ガンディー首相は食糧自給体制を基礎にする農工間リンケージの再構築を進めるべく，土地改革の徹底化とさらに緑の革命を導入し，1977年に食料自給化を達成する。表－9では農業部門が工業部門との前方関連は1963年0.104，1968～1969年0.109とリンケージの縮少を示し，経済全体との前方連関が1968～1969年で最低の0.256に減少する[29]。

第三の点は緑の革命でリカードの罠を解決し，食糧自給を達成すると，農業交易条件の不利化を招くや，1980年代以降農工間リンケージの低下を傾向的に続け，穀物輸出国へ転換するほどに農業資本主義の発展を見る点である[29]。

かくて，インド農業が初期段階でのマルサスの罠，発展段階でのリカードの罠を解決し，さらに経済自由化段階での穀物輸出国への発達を通して高度な資本主義的農業を展開するのである

が，他面では人口増大圧力と工業労働市場の停滞，カーストに基づく宗教的，伝統的階層社会の持続的発展等は土地改革の長期化，さらに緑の革命での資本主義的農業の持続的発達を制限し，限界づけることとなる。したがって，インド農業資本主義を特徴づける土地改革と緑の革命を究明することが次の課題となる(30)。

㈡インドの土地改革と自作農＝小農制の創出

インドの労働市場構造がフォーマル・セクター（組織部門FS）労働者とインフォーマル・セクター（非組織部門IS）労働者の二重労働市場に分かれ，カースト制度を介して移動が歪められていることは既に木曽順子の研究に依拠して前述したところである。さらに，この本稿では，インフォーマル・セクター（IS）労働市場に接続し，供給源と化する都市への流入移民，土木・建築労働者，日雇い労働者，家内工業及び中小・零細工場の「働く貧困層」の農民的系譜を土地改革に求め，農工間リンケージの労働市場の循環，とりわけ，下位カーストを中心にする農民層の下降分解論を究明することを狙いとするものである(31)。

インドの一連の土地改革（Land Reforms）とその永続化はインド資本主義が自給自足的な農工間リンケージの下に発達することにその原因を求めることが出来る。このため，土地改革は人口増加圧力の下で労働市場の底に沈澱する生存維持的農民層を大量に再生産し，さらに大量の飢餓線上にいる農民層（小農，土地なし農民そして農業労働者）の生活維持の為に，土地の再配分を通して生活の自給化と最低限の生活保障をすることを第一の狙いとし，これら農民層に土地を与え続けるために永続化されるのである。したがって，土地改革はインドの場合，日本の農地改革と違う点として，その永続化と現代的持続性を余儀なくされていることである。インド土地改革の永続化と現代的持続性の歴史的意義はインドの基層をなす小農制と宗教的身分階層社会（ヒンドゥー教的序列）の再生産の上にインド資本主義を高度に発達しようとするからである。このため，インドの土地改革は上農層，富裕農民層である上位カースト，中位カーストの有する大土地所有を余剰地として切り離して下位カーストへ再配分し，人口増加圧力の下に累積するこれら飢餓線上にある下位カーストを拡大再生産し，農村労働市場，さらに都市労働市場への流出を行って，低賃金を構造化するのである。それゆえ，こうしたインド土地改革の永続性とその現代的持続性の歴史的意義に焦点をあてて土地改革とカースト制度との関連を検証することが以下の検討課題となる(32)。

第2節　マハールワーリー制の土地改革とカースト制度

インドの土地改革が永続化し，現代に迄持続されている最大の原因は指定カースト，或いは後進的諸階層，さらに，指定部族に土地再配分を繰り返して生存維持農民の経済的再生を続けていることによるのである。独立後インドが資本主義を発展することは一方でダムを中心にする産業開発での大量の土地収用による犠牲，他方で上農層，富農層の不在地主化と土地の集積による自作農（小農）の小作農，土地なし農民，そして，農業労働者への没落，貧困化の発生と永続化を

余儀なくするのである[33]。

ボンベイ，さらに，アーマダーバードを中心にするデカン高原西部は一方でインドの最大工業地域として発達し，他方で丘陵，山岳地帯での指定部族，指定カーストの住む村落共同体(マハール）での大量の貧しい小農，部落民の土地なし化と農業労働者への没落を拡大再生産する後進的山間村落地帯として展開し，まさに，インド現代資本主義の明暗を象徴化する地域であると云うことが出来る。インドの土地改革が日本の農地改革と相違している点は地主(ザミーンダーリー)制の廃止に伴う自作農（小農ライーヤー）の創出を目的とする土地改革のみで終了することなく，資本主義化，人口増加圧力と不在地主制の展開等による飢餓的零細農民の拡大再生産に対して土地再配分でその経済的自律化を繰り返し続けている点にインドの土地改革の必然性とその永続化を余儀なくされるのを見出すのである[34]。

第1次の土地改革に取り残され，第2次の土地改革を余儀なくするこれら後進的山間村落地帯はマハーラーシュトラとグジャラート州での農業の中心地帯を形成し，指定カーストと指定部族の村落共同体を広汎に展開している。

1971年センサスに依れば，マハーラーシュトラ州での部族民のうち男子92%と女子95%とが農作業に従事し，耕作と牧畜に従事する。1991年にマハーラーシュトラ州での部落民は731万人で，州人口の9%強を占め，マディヤ・プラデーシュ州に次いで2位の多さである。1991年センサスで耕作単位947万個所が2,592万haにまたがっているが，このうち部族民の占める耕作単位63万個所（6.7%）は153万haの広さで，州耕地の7%強となっている。この63万個所は㈠部落民の個人保有57万個所と㈡村落共同体の保有5万個所とに分類される。前者が153万ha，後者は17,500haの耕地面積を占める[35]。

マハーラーシュトラ州の山岳・丘陵地帯に住む部族民，指定カーストは小作法及び土地回復法に基づいて不法に奪われた土地の回復を目ざして裁判で争っているが，次の表－10に示される[36]。

表－10　マハーラーシュトラ州での部族民の土地回復裁判

地区 Taluka	1974年州土地収入法・小作法（改正）	1975年州土地回復法
Dahamu	166	197
Talasari	254	24
Jawar	238	72
Mokhada	145	69
Thane	3,325	2,762

注）P Prabhu "Land Alienation, Land Reforms & Tribals in Maharashtra", 276pより作成。

州政府は1957年4月1日から1974年7月6日の間に部族民から移転された土地を，例え譲渡，贈与，交換，担保，借地の方法にしろ，元の部族民に戻すことを目的にして，1974年の土地収入法・小作法改正を制定した。さらに，州政府は㈠将来において部族民の土地移転を禁止し（例外

として州収入吏の許可を得る場合),(二)不法な取引の土地を元の部族民に戻すべく土地回復法を制定した。これら両法に基づいて1986年12月8日迄に裁判所に持ち込まれた裁判訴訟数が表－10に掲示されたものである。これら裁判での争点になったのは部落民が耕作者として村の土地原簿に記載されていない場合である。この隠された未登録の耕作者が既に地主から土地を取り戻して土地回復を図り，自作農＝小農（ライーヤ）として認められるかが争点となる。裁判で勝利を収めて土地回復が果たされると，部落民は耕作者＝所有者として村の土地原簿に登録され，ここに初めて自作農の地位を確立することとなる(37)。こうした部落民，指定カーストが先祖の土地を回復し，経済的自律を図ることは土地改革の狙いとするところであり，と同時に，村落共同体の解体を通して地税単位を地主としての村落共同体の地税支払い制度（ヌハールワーリ制）から小農の直接政府への地税支払い制度（ライーヤトワーリー制）への転換を図る農業の近代化・現代化政策の推進を意味する。

第3節　マハーラーシュトラ州の土地改革と農民層の分解

マハーラーシュトラ州での独立後における土地改革の永続化とその農地改革の推移は次の表－11に示される(38)。

表－11　マハーラーシュトラ州の土地改革の衝撃指数

衝撃指数	地域			
	コンカン	西マハーラーシュトラ	ヴィダラバハァ	マラサーワーダー
中間地主層の廃止	重大	重大～適度	重大	重大～適度
小作法による自作農創出	適度	重大～適度	重大	重大
地主の余剰地とその再配分	適度	適度	重大	重大
保有地の統合	適度	適度	重大	適度
土地配分の不平等是正	重大	適度	重大	重大
新農業技術の採用	低位	重大～高度	適度	適度
生産性増大	低位	重大	適度	適度
農業の商業化	適度	重大～高度	重大	適度
農村の政治家と農村エリートの抬頭	低位	重大～高度	適度	重大

注）R.S. Deshpande, “Land Reforms and Agrarian Structure in Maharashtra”，109pより作成。

表－11はインドの農業資本主義と農業構造の発達をマハーラーシュトラ州の地域にそって纏めたものである。この表－11によれば，第一の土地改革は(イ)地主制（ザミーンダーリー）と中間搾取層の廃止，(ロ)小作法による自作農創出に見出され，独立後間もなく農村エリートによって推進される。1960～1970年代でのインドの第二の土地改革は(一)富裕層，上農層の土地集積と不在地主化に対しての土地再配分を目的に展開され，表－11での(ハ)地主の余剰地とその再配分，(二)保有地の統合，(ホ)前述した部族民への土地回復，土地配分の不平等是正等を中心にして永続化する。マハーラーシュトラ州での土地改革はこれら(一)の農地改革，(二)の土地再配分＝不平等是正を中心に進められ，特に，コンカン，ヴィダラバハァ地域で「重大」な衝撃となっている。土地改革での近代化が目的とするところは(一)地主制の廃止，(二)小作人から自作農への転換，(三)村落共同体の

メンバーから自作農への移行と小農制（ライーヤトワーリー制）の形成へ帰結し，さらに，農業生産関係での封建制と地主制への人的隷属，搾取から解放し，自給自足的生産から小商品生産，さらに，資本主義的生産への発達に導くことである。マハーラーシュトラ州は1990年代から酪農業を中心とする「白い革命」（牛乳生産）と呼ばれる緑の革命を展開し，資本主義的農業を推進するが，こうした発展の方向は土地改革の永続化の中に育まれ，第三の土地改革を必然化する[39]。この第三の土地革命は緑の革命として現われるが，表－11での(イ)高収穫品種の導入，生産性の上昇，(ロ)新技術の導入，(ハ)農業の商業的発達への「重視」として生じ，とりわけ，西マハーラーシュトラ，マラサーワーダー地域を中心として展開される。

尚，マハーラーシュトラ州での土地改革と緑の革命とは農民層の両極分解を引き起し，一方で土地の零細化と他方で中農層の形成，さらに，不在地主制の展開とを生じることになるが，これは次の表－12に示される[40]。

表－12　マハーラーシュトラ州での農民保有地の面積

	0.5ha未満	0.5～1ha未満	1～2ha	2～4ha	4～10ha	10ha以上	合計
(1)　土地保有数 （単位100,000件数）							
1970－71	6.8	12 4	8.8	10.9	12.3	5.1	49.5
1980－81	9.9	19.3	15 4	16.9	13.9	3.2	68.6
1990－91	16.7	32 7	27 3	21 3	11.7	1.7	94.7
(2)　利用土地面積 （単位100,000ha）							
1970－71	1.6	5 8	12.8	31.3	77.2	84.7	211.8
1980－81	2.6	9.7	23.3	48.2	84.5	47.9	213.6
1990－91	4.1	16.1	34 8	58.8	68.6	25.9	209.3
(3)　平均土地保有面積 （単位ha）							
1970－71	0.24	0.47	1.46	2 08	6.28	16.47	4.28
1980－81	0.27	0.51	1 51	2.86	6.07	15.05	3.11
1990－91	0.25	0.49	1.46	2 77	5.86	15.17	2.21

注）R.S Deshpande，ibid，113pより作成。

表－12は第二の土地改革（1960－70年代），第三の土地改革（1980－90年代）の時期を含む。つまり，第二の土地改革は(一)地主の余剰地再配分，(二)保有地の統合，(三)土地配分の不平等是正（土地回復法）を中心にして展開するが，具体的に上農層と富農層への土地の集中，集積を制限し，制限を超える土地を余剰地として貧農層，土地なし農民，下位カースト，部族民へ再配分することとなる。表－12での第二の土地改革は次の3点に要約することができる。

第一は(一)土地保有数の増加傾向である。土地改革による土地の再配分の結果，土地保有数は1970－71年の495万件から1990－91年の947万件へ，2倍弱の急増振りである。かくて，土地改革は土地の再配分で小農を創出し続け，表－12の如く小農数の急増を示し，インドの基層を成す小農制社会を拡大再生産することとなり，インドの土地改革の持続性を特徴づけている[41]。

第二は㈡耕地面積の低下傾向を示し，第一の小農数の急増と逆関係を示している点である。つまり，利用可能土地面積は1970年の2,118万haから1990年の2,093万haへ減少している。

第三は㈠の土地保有件数の急増と㈡の土地耕作面積の低下との逆関係の結果，平均土地保有面積での零細化を生じている点である。平均土地保有面積は1970年の4.28haから1990年の2.21haへの，1/2の規模に零細化（0.4ha）している。この表－12で，こうした土地耕作の零細化と並んで，他方，最適耕作面積は6haへ平均化する。インド農業が一方で零細化を特徴にし，宇佐美好文の研究に依れば0.4haを境にして自家農業と農業労働者，土地なし農民のどちらかに分解する下方の農民層分解となる。他方，土地制限法に制限される上農層と富裕層は6haを境にして上農層での不在地主化と下位での自営農業としての中農層とへ分解する上方の農民層分解となる[42]。

かくて，インドの土地改革はその永続化することで農民層の分解を上方と下方とで二重に生じ，㈠不在地主，㈡中農層の自営農業，㈢零細農の農業労働者，土地なし農民への下降を伴い，農村労働市場と都市労働市場との連動性と循環を繰り広げるのである。

第4節　グジャラート州の村落共同体と山間部限界農業

インド西部はグジャラート，マハーラーシュトラ，マディヤ・プラデーシュの3州から構成され，下位カーストと部族民adivasisの多い地域，山間，丘陵地帯を特色としている。既にマハーラーシュトラ州での部族民と山間部での村落共同体の関係については前述したところであるが，このグジャラート州も同様に多数の部族民とその村落共同体との関係は土地改革の中心課題となっている。グジャラート州での後進地域ダンギィDangiは98%が森林で包われ，部族民adivasisによって92%占められている。この部族民はイギリス植民地時代に農業労働者，とりわけ林業労働者として隷農扱いされ，村落共同体を組織して集団生活を営んで来ている。パールスィー教商人がこの地域に入り込み，定住すると，彼らは金貸し業を兼営し，部族民に貸付け，この結果，担保の土地，山林を集積し始め，大土地所有と地主制とを発達させた。イギリスの植民地支配はこれら地域を貨幣経済の下に包摂し，その上で村落共同体から地税を徴収することを㈠村落の長老（村長）か，或いは㈡地主化する商人層に徴税権を委任する。村落の長老（村長），又は地主兼商人は貨幣経済の発達を背景に農民の地税（小作料）を一括徴収し，貨幣地代として政府に支払う。さらに，イギリス政府はチーク材を造船，鉄道，土木工事，家具，パルプに使用するため山林政策を立案し，輪作農業，牧畜，耕作地の拡大を抑制して植林の拡大に努める。独立後，インド政府，さらに州政府はイギリスの山林政策を継承し，むしろイギリスの植民地支配を上廻る山林の拡大を図り，伐採と植林の拡大を強化した。こうした山林の保存よりむしろ山林の商業化政策を重視する政府は部族民の焼畑農業とその耕作地を制限し，さらに，部族民の土地に植林を行って侵害することで，植林プランテーションのモノカルチュア構造に地域的再編を行うのである[43]。

1991年の人口センサスではダンギィ地区の人口が144,091人で，そのうち農村人口は128,180人を占め，都市人口の15,911人を圧倒している。このように部族民が山林，農業で生計をたてていることは次の表－13に示される(44)。

タンギィ地区は1981年センサスで171,700 haの面積で，その土地利用を見てみると，半分以上が山林(91,200 ha)で，農業耕作地は53,000 ha(33%)である。人口が113,000人で，戸数は20,020軒で，一人当り平均面積は0.49 haと零細な規模となっている。一戸当り家族数は5.6人で，平均面積2.76 haである。1991年になると，土地の零細化が進行し，一人当り平均は0.38 ha，一戸当り平均面積2.16 haとなり，この零細化のため部族民は栽培穀物での生計を困難にされ，このため農業労働者，IS労働者として働き，現金収入を不可欠な条件とする。他方，営林署は山林収入を1970年の125万ルピーから1985年の986万ルピー，さらに1991年に2,000万ルピーへと激増している。他方，1970年の土地調査は部族民が耕作する土地の79,913 haを土地台帳に記録したが，表－13によれば，1981年には57,909 haで，22,000 haの減少となっている。営林署が22,000 ha

表－13　ダンギィ地区の規模別土地保有の分布（%）

(単位 ha)

規模別		1971	割合%	1981	割合%
0.5ha未満	保有数	582	5.2	609	5.2
	面積	165	0 3	168	0.3
0.5－ 1ha	保有数	717	6.4	748	6.4
	面積	538	0.9	562	1.0
1－ 2ha	保有数	1,530	13.7	1,643	14 1
	面積	2,327	4.1	2,489	4.3
3－ 4ha	保有数	1,263	11.3	1,368	11.8
	面積	4,389	7.7	4,756	8.2
4－ 5ha	保有数	1,079	9.7	1,180	10.1
	面積	4,843	8.5	5,050	8.7
5－10ha	保有数	3,232	29.0	3,337	28.7
	面積	22,903	40.0	23,575	40.7
10－20ha	保有数	1,169	10.5	1,117	9.6
	面積	15,112	26 4	14,451	25.0
30－40ha	保有数	11	0.1	10	0.09
	面積	359	0.6	328	0 6
40－50ha	保有数	2	0.02	3	0.03
	面積	92	0.2	144	0.2
50ha以上	保有数	3	0.02	3	0.03
	面積	217	0 4	230	0.4
合計	保有数	11,155	100	11,624	100
	面積	57,245	100	57,909	100
自作農	保有数	11,141			
	面積	57,191			
自小作農	保有数	3			
	面積	7			
小作農	保有数	11			
	面積	47			

注）I Engineer "Struggles of Dangi: Adivasis for Livelihood and Land"，306 p より作成。

を部族民から収用し，植林のプランテーションの拡大を図っていることが山林収入の急増から窺える[45]。

営林署の植林プランテーションの拡大と逆に，部族民は耕地面積を縮少し，一人当り平均0.38 ha，一戸当り平均2.16 haの零細化で出稼ぎを余儀なくされ，飢餓線上に達しつつある。表－13によれば，山間での10 ha未満の農家が平野での0.4 haの限界自営農家にあたるが，その割合は1971年で75%，1981年で76%と微増し，大量の自家農業農家を農業賃金労働者へ，さらにIS労働者へ移行する。一戸当り平均2.16 haでの輪作（穀類（米，トウモロコシ，小麦，ヒエ），豆類（ナンキン豆）では余剰農産物を生じる生産性も無く，むしろ自家消費するのに精一杯の自給自足的農業を余儀なくされている。表－13によれば，1971年での保有形態別農家の内訳を見てみると，自作農が土地保有11,141件でその耕地面積57,191 haを占め，全体の99%ずつ占めているのが窺えるが，既に村落共同体（マワールワーリー制）から自作農（ライーヤトワーリー制）への移行が終っていることを示している。そして，40 ha以上の富裕層，上農層は1971年の土地保有5件で耕地面積309 haから1981年の土地保有6件で耕地面積374 haへ急増し，土地の集中，集積を進め，自小作農，さらに小作農への土地貸付を行い，地主制への歩みを辿っている[46]。

部族民が1993年に営林署の管理する山林の土地を耕作し，その占有権を巡る訴訟が裁判所で争われているが，その件数は228件で1,892 haの面積に及んでいる。山林の土地を1980年以前から日常的に耕作する部族民が浅井戸を掘り，耕作し，或いは植林をすることでその占有権を主張することを認める土地改革を推進することは今や山間部で限界生産を余儀なくされていることから，土地回復運動の一環として土地革命の重要性とその現代的持続性の上からも重要な課題となる。

第5節　グジャラート州の「パルディ・ガシァ・サティヤーグラハ」運動

グジャラート州の土地改革は牧草地解放運動としての「パルディ・ガシァ・サティヤーグラハ」Pardi Ghasia Satyagrahaの中で体系化され，より高度な農地改革を推進し，現代的持続の典型と位置づけられ，前述した山林地帯の村落共同体の崩壊と自作農創設と対照的な展開となる。

このパルディ・サティヤーグラハが1952年から1967年迄の15年間かけて行なわれた牧草地解放運動であるが，この運動は地主制の解体と農地改革とを連動して行われるところに特徴がある。その切っ掛けとなったのは1952年の総選挙である。プラジャ社会党Praja Socialist Partyは選挙スローガンに牧草地解放を掲げたことに始まる。というのはこの牧草地に部族民adivasisが多く住み，多数派の住民社会を形成し，選挙を左右する勢力になっていたからである。

イギリス植民地時代にこのパルディ地区に進出した商人（パールスィー教系商人），高位カーストの旧家（Anavils，Bamies）は商店経営或いは高利貸しで支払えない部族民の担保となる土地を集積し，地主制を発展する支配階層に成長する。1952年には大土地所有者100人がこのパルディ地区の3/4を所有し，この土地を牧草地として放置するが，地主達は，秋に刈取ってボンベイの

家畜業者にまぐさとして売却する。この刈取り作業の1カ月か2カ月の期間に，部族民の土地無し農民，農業労働者が刈取りの賃仕事をするのが唯一の雇傭の場となり，残り10カ月間飢餓線上に止まっている。こうした地主制の下に抑圧される部族民が先祖の土地を返還する農地改革に乗り出したのは1930年代に入ってからであり，運動の指導者は初期においてキサン・サバハ Kisan Sabha とインジュアル・ヤァニック Indual Yagnik であるが，地主と警察の同盟の前に運動を抑圧される。サバハは議会を巻き込んで政治問題として取りあげ，さらに部族民の組織化に努めた。地主側は自ら耕作していると記録を提出し，追究を逃れ，部族民の耕作と家畜の放牧を拒否した。先祖の土地を失った部族民は窮乏化を余儀なくされることになるが，社会主義者であるＩ・デサイ Inhwarbhai Desai はマハートマ・ガンディの不服従運動（サティヤーグラハ（真理の保持））をモデルにして牧草地の農地改革（地主制の解体と自作農創立を中心とする第1次土地改革）に取り組み，1953年8月12日に行進を組織した。行進のスローガンは牧草地を耕作地に転換し，先祖の土地を回復することを掲げた。このため，行進は「穀物を耕すための不服従運動」Annakhed Satyagraha と呼ばれ，自然発生的に飢餓状態にある部族民への農地改革の性格を帯び始めた。行進は非暴力の誓いの中で行われ，Ａ・メタ Ashok Mehta の指導の中で牧草地に入り込んだ。国民会議派がこの運動を支持し，また，運動を静めるために州政府は牧草地の一部3,000 ha を部族民の土地なし農民に交付した(47)。

地主側は牧草地の刈取り作業を外部から連れて来た請負人とその労働者に委託したため，不服従運動と対立を深めた。R・マハラジ Ravishanher Maharaj は牧草地の調査委員会を組織し，調査の結果，牧草地の耕作地への転換を実現可能なものとする報告書を発表し，牧草地解放運動に大きな刺激を与えた。部族民の土地を奪った地主制への批判が強まり，1954年州政府の首相M・デサイ Mararji Desai はパルディ地区の牧草地を査察し，地主側の不当性と部族民への土地回復への道を模索した時に，地主側が牧草地刈取り作業のボイコット，1日賃金 $1\frac{1}{2}$ ルピーの支給を求めたが，反対する部族民の土地なし農民は15,000人を結集し，行進の準備に取り組んだ。州政府が300万ルピーの予算で牧草地を耕作地に転換しようと試みるが，地区徴収官L・デラル Lalitchandra Delal は牧草地55,000 ha を小作法65条Ａの適用で耕作地へ転換できると提言する。しかし，この改正小作法は地主に自作農へ転換し，従来の小作農を追放する抜け穴を有し，農地改革を骨抜きにするものであった(48)。

1960年にＩ・デサイはパルディ地区での行進準備にかかり，と同時にグジャラート州政府と交渉に入り，牧草地の農地改革の一環として土地制限法 land ceiling act の適用を日程に登らせた。この法は不在地主の余剰地を土地なし農民に与え（小農＝自作農創出），と同時に，雇傭の手段（土地）を与えることを目的に制定され，富農層，上農層への土地の集中，集積を抑制（不在地主制の制限）することを狙うものである。延期されていた行進はＩ・デサイの指導の下に再び計画された時，グジャラート州政府の首相Ｂ・メタ Balwantrai Mehta は議会と共に牧草地問題を解決すべくＩ・デサイと交渉を重ねた。しかし，1965年のパキスタン戦争で中断されたが，新しい州

表－14　牧草地の開放＝第二の土地改革

地　区	地主の放棄する土地		土地なし農民への配分		土地譲渡価格	
	人	面　積（エーカー/Gun）	人	面　積（エーカー/Gun）	面　積（エーカー/Gun）	金　額（ルピー）
Pardi	705	2,703－35	2,312	2,646－26－00	2,394－06－00	921,179－70
Umargoon	432	2,209－27－0	1,455	2,157－33－00	1,176－09－04	433,769－45
Valsad	357	929－18－02	572	899－23－00	588－12－2	233,541－48
Dharampur	613	4,753－19－0	2,176	4,753－19－00	3,507－34－0	1,156,051－70
合　計	2,107	10,596－19－2	6,515	10,460－21－2	7,666－21－6	2,744,542－33

注）Kiran Desai "Land Reforms through People's Movement"，338－340 p より作成。

首相H・デサイ Hitendra Desai は 1966 年 3 月に亡くなった。しかし，1967 年 7 月 5 日に州政府の最終案はインド政府，地主側，運動指導者の間で調印され，牧草地の耕作地への転換と土地なし農民への再配分という形で第二の土地改革の骨子となる。牧草地での農地改革は次の表－14 に示される[49]。

表－14 に依れば，土地制限法が適用され，牧草地 25,000 エーカーは㈠地主の自作農への移行で半分の 10,000 エーカーを耕作地に転換する（地主の自作農化），㈡残りの 14,000 エーカーの処分は㈠土地制限法の余剰地として 6,000 エーカー以上が政府へ有償譲渡され，土地なし農民へ交付され，㈡残り 8,000 エーカーは地主の任意的破棄として土地なし農民へ交付される。かくて，25,000 エーカーの牧草地が耕作地に転換されるが，一方で地主の自作農への移行，他方で土地なし農民の自作農への転換を進め，第二の土地改革は一応の解決を見るのである[50]。

第 6 節　グジャラート州の土地改革とカースト制度

インドの土地改革はインド西部で典型的に見られたように，㈠村落共同体（マハールワーリー制）から小農＝自作農制（ライーヤトワーリー制）へ，㈡地主制（ザミンダーリー制）から小農制＝自作農への移行，㈢部族民の土地なし農民から自作農への上昇等を行うインド農業の近代化・現代化政策の現われであり，主に雇傭問題として解決されることから上農層，富裕農及び地主制の土地を低位カースト，指定部族民へ再配分することに重点を置くこととなるのである。

グジャラート州でのカースト制度は㈠上位カーストがブラミン Brahmins，バニア Banias，ラージプート Rajiputs で，人口の 12％を占め，㈡中位カーストはパティダーPatidars で，人口の 12％を構成し，中農層，自作農の中心を形成する。㈢低位カーストはコリス Kolis を中心にし，人口の 24％を占め，小農，自小作農，小作農である。指定部族とモスリム教徒もこの分類に属し，人口の 14％と 8％を占める。イギリスの植民地時代に地主制が発達するが，その下で小作農は土地の占有権を手中にする。地主の土地所有権と底辺の小作人の占有権との間に中間徴税人が何重にも連ねる。この中間徴収人＝地主はラージプートを主流にし，種々な地主中間層（girasdars，talukdars，fhagdars，bhayats，mulgirasis，barkhaeidars）を形成する。かくて，グジャラー

ト州で地主制（ザミンダーリー制）が支配的形態となったが，このことから上位カーストは議会の支配勢力を形成する。それゆえ，第1次の土地改革は地主制を解体し，小作人に占有権と所有権を与え，自作農を創出することを狙いとするのであった。小作人の主力は下位カーストのカンビス Kanbis で先祖の土地を世襲し，同時に地主への強制労働（reth，begar）を行っていた。州法である小作農保護法 Protection of Tenants of Agricultural Land Ordinance は1948年に制定され，㈠地主制を支える中間人を廃止し，㈡小作人の占有地を所有地に転換して自作農を創出し，㈢地主を自作農へ移行するため，小作権の終了とその取上げを合法化するものであった。さらに，グジャラート州は1953年に将来小作制の下に地主制の復活を禁止する農業土地法（借地の禁止）Prohibition of Leases of Agricultural Land Act を1953年に制定し，地主制への発達に歯止めを掛けた[51]。

しかし，ラージプートを中心とする地主中間人は小作農を追い出し，自作農に転換して依然大きな勢力を形成し，小作人法 Tenancy Act を空洞化させていたが，1982年の小作法改正で姿を消すこととなった。すなわち，12,121村落で522万haの面積を支配する50万人の地主中間人が廃止され，その結果，683,000人の耕作人は無償で2,963,000haにわたる占有権を譲り受け，さらに，303,000人の耕作人は1,769,000haの土地占有権を有償で買収するのであった。

土地改革が地主制とその地主中間人の廃止で土地の再配分を下位カーストに集中化することになるが，これは次の表－15に示される[52]。

表－15　1986－87年グジャラート州のカースト農民

カースト	自小作農	割合(%)	小作農	割合(%)	合計	割合(100)
ヒンドゥー上位カースト	84	(66)	43	(34)	127	(100)
ヒンドゥー中位カースト	1,428	(73)	536	(27)	1,962	(100)
ヒンドゥー下位カースト	726	(63)	465	(37)	1,242	(100)
指定カースト	54	(52)	86	(48)	180	(100)
指定部族	363	(46)	424	(54)	787	(100)
モスリム教	101	(44)	129	(56)	230	(100)
キリスト教	6	(43)	8	(57)	14	(100)
パールスィー教	3	(50)	3	(50)	6	(100)
合　　計	2,853	(63)	1,694	(37)	4,527	(100)

注）G. Shah "Caste and Land Reforms in Gujarat"，137pより作成。

この表－15に依れば，カースト制に基づく農村のヒンドゥー教的身分階層は農業の階層序列に対応し，上位カーストの大土地所有者＝地主，中位カーストの中農層及中間地主，そして下位カースト及び部族民の零細農民，土地なし農民，農業労働者を中心に組織化されている。すなわち，上位カーストの富裕農，上農層は都市へ移転し，或いは不在地主となり，4,527名のうち127名と少人数になっている。上位カーストは自小作農を中心にするが，土地制限法を逃れるため家族間に土地を再分割し，或いは分益小作地に転換する。他方，中位カーストは4,527名のうち1,962名を数え，43%を占める最大の農民層を形成し，自小作農に集中し，都市へ移る上位カーストの土

地を購入して拡大経営を進め，下位カーストの保有農を追放して土地の集積を進める[53]。

中位カーストのラージプートによる保有地からの追放を受け，限界生産を行っている下位カースト，指定カースト，指定部族は小作農の割合を高め，自小作農から転落，没落し，土地なし農民，農業労働者への下降を辿っている。小作農に占める割合の高さは下位カーストの37%，指定カーストの48%，そして指定部族の54%と順次上昇している。ここに，インドの土地改革はこれら農村労働市場，さらに都市労働市場に沈殿し，飢餓線上にさまよう貧しい農民層を再生し，自作農へ上昇する土地改革を永続化しなければならなくなるのである[54]。

結　　び

インド現代資本主義が1991年に資本,貿易の自由化で閉鎖的国家主導型経済システムから外資の導入，民間企業を主体にする開かれた産業経営資本主義へ発展することを求められているが，そのためにはインドの基層を形成する小農制とヒンドゥー的身分階層社会（カースト制度）から脱却することを不可欠な条件とする[55]。

工業労働市場がFS労働市場とIS労働市場とに二重化されるが，しかし，両者の循環を阻止しているのはFS労働市場に影響を与える労働法及び労働組合だけでなく，その底辺に沈殿している地縁，血縁そしてカースト制度を中心にする職場編成と採用方法であり，そのウェットな人間関係に根ざすのである[56]。

他方，農村労働市場は労働供給過剰と人口増加圧力とで飢餓線上に没落する下位カースト，指定カースト，指定部族民を農業労働者，IS労働者として流出し続け，この農村での過剰人口による低賃金圧力として機能する。土地改革がこれら貧しい下位カーストへの土地供給と再配分として持続化し，雇傭問題の側面を強めていることは緑の革命の高い生産性と資本主義的農業の発達を制限し，安い賃金によって農業機械化を遅らせる要因ともなっている[57]。

注

(1) 小島眞「インド工業論」（絵所秀紀編『現代南アジア②』（東京大学出版会）所収論文），146-147頁。
(2) 公正取引委員会事務局編『日本の六大企業集団』（東洋経済新報社），137頁。
(3) 石上悦郎「政府と企業の政治経済学」（絵所秀紀編，前掲書），186-187頁。
(4) 末廣昭『キャッチアップ型工業化論』（名古屋大学出版会），199頁。
(5) 米川伸一編『世界の財閥経営』，谷浦孝雄「5．韓国」，94頁。
(6) 渡辺利夫編『アジア経済読本』（東洋経済新報社），32頁。井上隆一郎編『アジアの財閥と企業』（日本経済新聞社），15頁。
(7) 小池賢治「6．フィリピン」（米川伸一編，前掲書），114-115頁。
(8) 森澤恵子「8．フィリピン――開発への挑戦」（渡辺利夫編，前掲書），187-188頁。
(9) 小池賢治，前掲書，129-130頁。井上隆一郎編，前掲書，320頁
(10) 末廣昭，前掲書，147頁。
(11) 伊藤正二「4．インド」（米川伸一編，前掲書），70-71頁。
(12) 石上悦郎，前掲書，196頁。

(13) 伊藤正二，前掲書，82-84頁。
(14) 小島眞「インド亜大陸 ── 貧困脱却への坂道」(渡辺利夫，前掲書)，313頁。
(15) 木曽順子『インド開発のなかの労働者』(日本評論社)，136頁。
(16) 木曽順子，前掲書，178頁。
(17) 黒崎卓・山崎幸治「南アジアの貧困問題と農村世帯経済」(絵所秀紀編，前掲書)，76頁。
(18) 大野昭彦「インドの労務管理」(絵所秀紀編，前掲書)，284-286頁。
(19) 大野昭彦，前掲書，298頁。
(20) 木曽順子，前掲書，151頁。
(21) 藤田幸一「インド農業論」(絵所秀紀編，前掲書)，109-110頁。
(22) 木曽順子，前掲書，154頁。
(23) 清川雪彦「市場の開放度と技術移転の形態」(絵所秀紀編，前掲書)，273頁。
(24) 大野昭彦，前掲書，294-295頁。
(25) 島根良枝「インドの企業間関係」(絵所秀紀，前掲書)，321頁。
(26) 黒崎卓・山崎幸治，前掲書，70頁。
(27) 小島眞，前掲書，156頁。
(28) 速水祐次郎『開発経済学』(創文社)，72頁。
(29) 小島眞，前掲書，157頁。
(30) 渡辺利夫『開発経済学入門』(東洋経済新報社)，54頁。
(31) 藤田幸一，前掲書，109頁。
(32) R. V Bhuskute, "Overview of Land Reforms in Maharashtra" (Land Reforms in India vol 8), 78p.
(33) R. S. Deshpande , "Land Reforms and Agrarian Structure in Maharashtra" (Land Reforms in India vol 8), 122p.
(34) Pradip Prabhu "Land Alienation, Land Reforms and Tribals in Maharashtra" (Land Reforms in India vol 8), 248p.
(35) Pradip Prabhu, ibid, 247p.
(36) Pradip Prabhu, ibid, 276p.
(37) K. Gopal Iyer "Implementation of Land Ceiling Act in Western India" (Land Reforms in India vol 8), 171p.
(38) R. S. Deshpande, ibid, 109p.
(39) D. C. Sah "Crop Commercialisation and Migration" (Land Reforms in India vol 8), 411p.
(40) R S. Deshpande, ibid, 113p.
(41) Samar K. Datta & Bhupat M. Desai "Status and Impact of Land Reforms and New Technology on Agricultural Development" (Land Reforms in India vol 8), 442-443p
(42) 宇佐美好文，前掲書，127頁。
(43) Indukumar Jani, "Land Struggle in the Eastern Belt of Gujarat" (Land Reforms in India vol 8), 350p.
(44) Irfan Engineer, "Struggles of Dangi Adivasis for Livelihood and Land" (Land Reforms in India, vol 8), 306p.
(45) Irfan Engineer, ibid, 302p.
(46) Irfan Engineer, ibid, 307p
(47) Kiran Desai "Lands Reforms through People's Movement" (Land Reforms in India vol 8), 322p.
(48) Kiran Desai, ibid, 325p.
(49) Kiran Desai, ibid, 338-340p.
(50) Kiran Desai, ibid, 333p

(51) Ghanshyam Shah, "Caste and Land Reforms in Gujarat" (Land Reforms in India vol 8),128p.
(52) Ghanshyam Shah, ibid, 137p.
(53) Ghanshyam Shah, ibid, 142p.
(54) K. Gopal Iyer, "Tenancy Reforms in Western India" (Land Reforms in India vol 8), 207p.
(55) Indukumar Jani, "Land Struggle in the Eastern Belt of Gujarat" (Land Reforms in India vol 8), 376p.
(56) 木曽順子，前掲書，176 頁。
(57) Sudarshan Iyengar, "Common Property and Land Resources in Gujarat" (Land Reforms in India vol 8), 482-483p.